

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町では人口構造の変化にともない、就業人口が減少している。なかでも、10代後半の流出が顕著であり、学校卒業後、町外に出ていく動きがみられ、こうした若者の流出の一つの要因として、雇用の場が少ないことが考えられるため、町の活性化には就労環境の整備や企業の活力向上が必要である。

当町の産業構造は、農業が基幹産業であり、穏やかな気候を活かし露地野菜の栽培が盛んだが、後継者不足の問題や設備機器の老朽化もみられる。

工業においては、古くから盛んな窯業や鉄鋼・金属製品などの製造業が特徴となっているが、これらの企業は設備の老朽化が進み、就業人口が減少していく中で生産性を向上していくことが困難な状況になりつつある。

(2) 目標

上記の実態を踏まえたうえで、今後さらに設備の老朽化が進むことは当町にとって、深刻な問題であり、中小企業の活力向上と就労環境の整備が急務となっている。

そのため、先端設備の導入を促進することによって、労働生産性の向上を目指すとともに、地域の活性化に努めるものとする。

また、当町では年間数件の設備投資に対する相談があり、中小企業振興支援策として利子補給金交付を行っているが、さらなる設備投資を促すため、早期に導入促進基本計画を策定し、広く周知を行い、年間の認定事業者数10件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町では、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光資源である景観及び環境との調和や配慮

が必要な観点から、自家消費を主たる目的として事務所や工場等の建物の屋上に設置するものは対象とし、雑種地、山林、田畑及びその他の遊休地等に野立てで設置するものは対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町では、広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、本計画の対象区域は、横芝光町内の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町では、本計画において対象とする業種は、広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、全業種を対象とし、本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税を滞納している者は対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 生活環境の保全に関して、町民の健康を保護する観点から、横芝光町公害防止条例に配慮するものとする。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。